

# 令和元年度（平成31年度）教育委員会臨時会会議録

【日時】 令和元年11月12日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 15時13分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

## 【出席委員】

教育長 小田嶋 満

教育長職務代理者 岡田 弘

委員 小原 良

委員 中村 香

委員 高橋 美里

委員 岩切 貴乃

## 【出席職員】

教育次長 石井 宏之

教育委員会事務局担当理事 総合教育センター所長事務取扱 小松 典子

総務部長 亀川 栄

総務部担当部長 杉本 真智子

職員部長 石渡 一城

学校教育部長 森 有作

生涯学習部長 前田 明信

庶務課担当課長 濑川 裕

企画課長 田中 一平

教育環境整備推進室担当課長 松井 雅樹

教育環境整備推進室担当係長 染谷 大海

健康給食推進室担当課長 若尾 弘

健康給食推進室担当係長 高山 省吾

指導課長 細見 勝典

指導課担当課長 濱野 雄功

指導課指導主事 大川 一幸

教職員人事課担当課長 植村 裕之

教職員人事課課長補佐 秋廣 貴晶

調査・委員会担当係長 長谷山 大介

書記 間山 篤史

## 【署名人】

委員 高橋 美里

委員 岡田 弘

(14時00分 開会)

## 1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

## 2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時00分から15時10分までといたします。

## 3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

8月の臨時会の会議録を事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

## 4 傍聴（傍聴者 1名）

【小田嶋教育長】

本日は傍聴の申し出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、異議なしとして、傍聴を許可します。

## 5 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No.3、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号及び議案第48号は、議会の報告及び議決案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、議案第49号は、人事管理に係る内容のため、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、これらの案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、そのように決定いたします。

なお、報告事項No.3、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号及び議案第48号につきましては、議会での報告及び提案後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

また、議案第49号につきましては、議決後、資料は公開しても支障がないため、資料のみ掲載させていただきます。

## 6 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。高橋委員と岡田委員にお願いいたします。

## 7 報告事項 I

報告事項 No. 1 令和元年度第4回市議会定例会について

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項 I に入ります。

「報告事項No.1 令和元年度第4回市議会定例会について」の説明を、庶務課担当課長、お願いします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、「報告事項No.1 令和元年第4回市議会定例会について」御報告させていただきますので、お手元の資料をごらんください。なお、本件資料一式につきましては、川崎市議会のホームページで公開しているものから抜粋、加工したものとなっております。

はじめに、表紙をおめくりいただき、資料の1ページ目をごらんください。「令和元年第4回市

議会定例会「議案概要及び会議結果」でございますが、これは9月2日から10月11日まで開会されました市議会定例会において、提案された全議案の一覧でございます。

本議会では、教育委員会事務局から提案した議案はございません。

続きまして、3ページをお開きください。「令和元年第4回市議会定例会 代表質問発言者及び発言要旨」についてでございます。代表質問は、9月11日・12日の2日間で行われ、資料は各会派からの代表質問について、要旨を一覧にしたものでございます。このうち、教育委員会事務局に対する質問を網掛けしております、自民党からの質問といたしましては、「平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査結果の概要について」、「幼稚園、市立小学校及び市立中学校におけるフッ化物洗口の取組拡大について」の質問がございました。4ページから8ページまでは、それぞれ共産党、公明党、みらい、チーム無所属の順で、各会派の質問を掲載しておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

続きまして、9ページをごらんください。次に、「令和元年第4回市議会定例会 決算審査特別委員会文教分科会 発言要旨」についてでございます。決算審査特別委員会文教分科会が9月26日に行われました。資料は発言者と要旨を記載した一覧になっておりまして、10名の委員から22項目の質問がございました。

主な質問といたしましては、「中高一貫教育推進事業費について」、「小中学校の特別教室への空調設備について」、「義務教育施設整備及び学校施設環境改善事業について」、「教員の資質向上施策事業について」などの質問がございました。10ページまで、各委員の質問要旨を記載しておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

続きまして、11ページをごらんください。次に、「令和元年第4回市議会定例会 決算審査特別委員会総括質疑発言者及び発言要旨」についてでございます。決算審査特別委員会総括質疑が10月4日に行われました。資料は、各会派からの総括質疑について、要旨を一覧にしたものでございます。このうち、教育委員会事務局に対する質問を網掛けしております、「ICT教育の環境整備について」などの質問がございました。

これら代表質問、決算審査特別委員会文教分科会・総括質疑につきましては、川崎市議会のホームページに、速報版の議事録が公開されておりますので、御案内いたします。

以上で、令和元年第4回市議会定例会の報告を終わらせていただきます。

### 【小田嶋教育長】

ただいまの説明から、令和元年第4回市議会で教育委員会事務局から提案した議案はなく、今回は議会での質問要旨のみの御報告でございますので、この程度にとどめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

### 【各委員】

＜承認＞

### 【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No.1は承認いたします。

## **報告事項 No. 2 市議会請願・陳情審査状況について**

### **【小田嶋教育長】**

次に、「報告事項No. 2 市議会請願・陳情審査状況について」の説明を、庶務課担当課長、お願ひいたします。

### **【瀬川庶務課担当課長】**

それでは、「報告事項No. 2 市議会請願・陳情審査状況について」御報告申し上げます。

お手元の資料の表紙をおめくりください。「令和元年度市議会に提出された請願・陳情の審査状況について」でございます。

今回は、前回御報告いたしました、令和元年8月24日開催の教育委員会定例会以降に文教委員会に付託されました請願・陳情の件につきまして、御報告申し上げます。

ページ中央、請願第5号「川崎市の図書館の振興にかかる請願」でございます。こちらは、10月7日に提出、文教委員会に付託されました。1ページおめくりいただきまして、2ページ目をごらんください。こちらが提出された請願書でございます。請願の項目といたしましては、現在の宮前区の図書館・市民館をいかし、区内2つ目の図書館・市民館を建設すること。ほか2点でございます。本件請願につきましては、今後、文教委員会で審査される予定でございます。

説明は、以上でございます。

### **【小田嶋教育長】**

ただいまの説明から、今回は前回の報告以降に市議会に提出された請願書の説明でございますので、この程度にとどめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

### **【各委員】**

＜承認＞

### **【小田嶋教育長】**

それでは、報告事項No. 2は承認といたします。

何かまた、お気づきの点などがありましたら、事務局のほうにお尋ねいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

### **【小田嶋教育長】**

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退出くださるよう、お願いいたします。

<以下、非公開>

## 8 報告事項Ⅱ

### 報告事項No.3 地方自治法第180条の規定による市長の専決事項の報告について

#### 【小田嶋教育長】

では、次に報告事項Ⅱに入ります。

報告事項No.3は、令和元年第5回市議会定例会に報告をするものでございます。

「報告事項No.3 地方自治法第180条の規定による市長の専決事項の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願ひいたします。

#### 【瀬川庶務課担当課長】

それでは、「報告事項No.3 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について」につきまして御説明申し上げます。

こちらにつきましては、「市長の専決事項の指定について第2項による専決処分」について御報告するものでございます。

1番をごらんください。専決処分年月日は「令和元年9年10日」、損害賠償の額は「71万3,297円」でございます。事件の概要でございますが、「平成15年2月7日、市立学校の廊下で、清掃時間中、被害者が足を滑らせて転倒し、負傷したもの」でございます。こちらの事件につきましては、本市に国家賠償法に基づく損害賠償責任があることを認めたものでございます。なお、この案件につきましては、令和元年第5回市議会定例会に報告をいたします。

説明は以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

何か御質問等はございますか。

高橋委員、どうぞ。

#### 【高橋委員】

事件が起きたのが平成15年ということで、少し時間があいていると思うんですけども、何か理由があれば教えてください。

#### 【瀬川庶務課担当課長】

最終的な治療を、成長して大人になってから主治医の判断に基づきまして、実際はこじしに入ってから治療を行っております。その症状固定後、示談の事務手続を行いましたので、事故時からはかなりの時間が経過しているというものでございます。

説明は以上です。

#### 【高橋委員】

わかりました。

【小田嶋教育長】

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、報告事項No. 3について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 3は承認といたします。

## 9 議事事項 I

議案第42号 川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項 I に入ります。

なお、議案第42号から議案第47号は、令和元年第5回市議会定例会に提案する議案に関するものでございます。

それでは、「議案第42号 川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」の説明を、庶務課担当課長、お願ひいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、「議案第42号 川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について」につきまして、御説明申し上げます。

議案書の2ページをごらんください。制定理由でございますが、「川崎市人事委員会から市議会及び市長に対してなされた令和元年10月7日付け報告及び勧告に鑑み、一般職の職員の給与改定に関する特別職の職員の給与について必要な措置を講ずるため、この条例を制定するもの」でございます。1枚おめくりいただき、3ページをごらんください。改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。第1条の改正は、期末手当の支給割合を「100分の167.5」から「100分の172.5」に改めるものでございます。1枚おめくりいただき、4ページをごらんください。第2条の改正は、期末手当の支給割合を「100分の172.5」から「100分の170」に改めるものでございます。恐れ入りますが、1ページにお戻り願います。今回の改正内容は、期末手当の支給割合を年間で100分の5増額するものでございますが、期末手当は6月と12月に分けて支給するところ、本年度の支給は12月の1回しかないことから、第1条の改正で一旦、100分の5増額した後に、第2条の改正で100分の2.5を減額し、最終的に現行の支給割合である100分の167.5から100分の2.5増額した100分の170とし、令和2年の6月と12月の2回の支給で年間支給割合の増額を100分の5とするものでございます。附則でございますが、

第1条の改正は、公布の日からの施行とし、第2条の改正は、令和2年4月1日からの施行とするものでございます。こちらの条例案につきましては、今月開催される令和元年第5回市議会定例会に議案として提出する予定でございます。

議案第42号の説明につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

【小田嶋教育長】

何か御質問はございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第42号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第42号は原案のとおり可決いたします。

**議案第43号 東住吉小学校校舎増築その他工事請負契約の締結について**

【小田嶋教育長】

次に、「議案第43号 東住吉小学校校舎増築その他工事請負契約の締結について」の説明を、教育環境整備推進室担当課長、お願ひいたします。

【松井教育環境整備推進室担当課長】

それでは、「議案第43号 東住吉小学校校舎増築その他工事請負契約の締結について」御説明申し上げます。

本件につきましては、令和元年第5回市議会定例会に議案として提案するものでございます。

はじめに、議案書をごらんください。工事場所は川崎市中原区木月住吉町1番11号。契約の方法は一般競争入札。契約金額は7億4,800万円。完成期限は令和3年2月26日。契約の相手方は株式会社興建でございます。

次のページをごらんください。「工事概要」でございます。本工事は、児童の増加に伴う校舎等の狭隘化の解消のため、学校敷地の有効活用に配慮し、わくわくプラザ室及びプールが一体となった校舎を増築するものでございます。

「1の構造・規模」でございますが、鉄筋コンクリート造、3階建てでございます。敷地面積、建築面積、延べ面積、建物の高さは、記載のとおりでございます。

「2の主要室名」につきましては、別添のA4横とじの「議案第43号資料」で御説明いたします。

表紙の1ページ目をごらんください。目次になっております。

次に、2ページをお開きください。案内図でございます。方位は、図面の上が北でございます。

図面の左下の赤色で塗られた部分が工事場所でございます。南武線武藏小杉駅から南側に約750メートル離れた場所に位置しております。主要な道路等でございますが、西側に東急電鉄東横線・目黒線。東側に、主要地方道東京丸子横浜線が通っております。

次に、3ページをお開きください。配置図でございます。図面左側下方の灰色に塗られた部分が増築する校舎、渡り廊下でございます。増築する校舎の南側には、体育館、既存の校舎がございます。

次に、4ページをお開きください。増築棟の1階平面図でございます。東側に昇降口がございます。南側に普通教室、北西側にわくわくプラザ室がございます。

次に、5ページをお開きください。2階平面図でございます。南側に普通教室とワークスペースを北西側に多目的教室を配置しております。

次に、6ページをお開きください。3階平面図でございます。25メートル6コースの屋上プールと更衣室等のプール諸室がございます。

次に、7ページは立面図となっておりますので、後ほど御確認ください。

次に、8ページをお開きください。断面図でございます。左上の図面が西から見た断面図でございます。1階床下に雨水貯留槽がございます。雨水を一度この貯留槽へ貯めてから、徐々に公共下水へ流す仕組みとなっております。

最後に、9ページでございますが、南西側の上空から見た完成予想図でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

### 【小田嶋教育長】

ありがとうございます。何か質問等はございますでしょうか。

小原委員、どうぞ。

### 【小原委員】

43号の資料を見る限りでは、最大で11教室ぐらいつくることが可能なんですね。ワークスペースとか、多目的教室とかまで。

### 【松井教育環境整備推進室担当課長】

それを加えますと11です。

### 【小原委員】

11ぐらいですよね。ここの児童の増加率というのは、それぐらいで見合うものなんですかね。

### 【松井教育環境整備推進室担当課長】

今、現状では17学級ございます。これが、推計では令和8年度に24学級になる見込みがございます。ですから、プラス8になるということで、まず教室をまずプラス8にしております。あとは、ただ既存の校舎のほうが、もともと児童会議室とか生活科室などがあったところも教室に転用している部分がありますので、将来的にはそこももとに戻すような形をとるということで、トータル的に合わせる形で検討しております。

**【小原委員】**

あともう一つ、すみません。これは新しい校舎になって、断面図だと雨水の貯留槽があるというふうになっているんですけど、参考までに教えてほしいんですけど、ほかに防災機能みたいなものがあるとかって、そういうのはないんですか。

**【松井教育環境整備推進室担当課長】**

敷地内になりますけれども、給水拠点として期待される水飲み場が外には設けられております。あと、停電対策としては、体育館に非常用の自家発電機が設置されておりまして、電気の供給というのを行う予定です。増築棟にはないです。

**【小原委員】**

増築棟では特にこれというのはないんですね。

わかりました。ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょう。

中村委員。

**【中村委員】**

8ページを見ると、プールは室内プールになるんですか。

**【松井教育環境整備推進室担当課長】**

いえ、屋外になります。

**【中村委員】**

プールでもう一つお伺いしたいんですけども。プールがあったところに増築すると思うのですが、その間、子どもたちのプールはどうすることになるのでしょうか。

**【松井教育環境整備推進室担当課長】**

プールが工事の間は使えないということで。

**【中村委員】**

2年間プールができない。

**【松井教育環境整備推進室担当課長】**

今、ちょうど解体撤去というようなところを行っているところでございまして、その場所にこれから増築棟を建てる予定でございます。

**【小田嶋教育長】**

特に、近隣のプールを使って授業をやったりする例も今までありましたか。そういうもの。

**【松井教育環境整備推進室担当課長】**

あります。

**【小田嶋教育長】**

今回はそういう計画はないということですか。

**【染谷教育環境整備推進室担当係長】**

学校のほうと調整をいたしまして、学校のほうでは中止するという決定をくだされたところです。

**【小田嶋教育長】**

ということだそうです。

高橋委員、どうぞ。

**【高橋委員】**

先ほど、小原委員の質問で、生徒数が急増するというふうなことで、1.5倍ぐらいになると  
いうような予測で教室をふやされるということなんんですけど、やっぱりあれですかね、タワーマンションとかのお子さんたちがふえるというようなイメージで、東住吉小自体の周りはそんなに  
新しいマンションが建っているというイメージではなくて、小杉の南側のタワーマンションの人  
たちがふえてくるのかなというふうに予想したんですけど、それであってますか。

**【松井教育環境整備推進室担当課長】**

小杉駅周辺の再開発の一番南端に当たるところのシティタワー武蔵小杉というマンションが  
この学区の区域に入っておりまして、そこの計画戸数が800戸というふうになっておりますので、その影響もあろうかと思います。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。

ほかには、よろしいですかね。

それでは、議案第43号は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<可決>

**【小田嶋教育長】**

では、議案第43号は、原案のとおり可決いたします。

議案第44号 (仮称) 川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について

議案第45号 (仮称) 川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について

議案第46号 (仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について

【小田嶋教育長】

続きまして、「議案第44号 (仮称) 川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」、「議案第45号 (仮称) 川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」、「議案第46号 (仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」の議案3件につきましては、いずれも学校給食センターの整備等事業の契約の変更についての議案となりますので、議案3件を一括して審査したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案3件を一括して審査いたします。

では、議案第44号、議案第45号及び議案第46号の議案3件の説明を、健康給食推進室担当課長、お願いいいたします。

【若尾健康給食推進室担当課長】

それでは、「学校給食センター整備等事業の契約の変更について」御説明いたします。

本件は、令和元年第5回市議会定例会に議案として提案するものでございます。議案第44号は「南部学校給食センター」、議案第45号は「中部学校給食センター」、議案第46号は「北部学校給食センター」でございますが、契約金額以外の部分は全て同一となりますので、お手元のA3判資料「(仮称) 川崎市南部・中部・北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」により、一括して御説明させていただきます。

はじめに、「1 サービス購入料の仕組み」でございます。本事業はPFI事業手法を用いて、施設の設計・施工から完成後の維持管理、運営業務等も含め実施しておりますが、業務ごとのサービス購入料の構成は設計建設業務のうち、一括払のサービス購入料A、割賦払いのサービス購入料B、開業準備業務のサービス購入料C、維持管理・運営業務のうち、固定料金のサービス購入料D、変動料金のサービス購入料Eで構成されております。

次に、「2 変更理由」でございますが、事業契約書第71条の規定等に基づき、物価変動による契約金額の変更を行うものでございます。

次に、「3 サービス購入料D及びサービス購入料Eの改定について」でございますが、ゴシック体にしている箇所をごらんください。サービス購入料D（固定料金分）及びE（変動料金分）については、「契約締結年度」と「支払い対象となる令和2年度の維持管理・運営の前々年度4月が属する年、(平成30年度)の対象となる価格指数の年度平均指数」を比較して、1.5%を超える変動があった場合、対象となる費用の改定を行うこととしているところでございます。

今回、改定の対象となる費用は、固定料金分のうち、「維持管理費相当分」、「運営費相当額（光熱水費相当分を除く）」、「運営費相当額（電気代相当分）」、「運営費相当額（ガス代相当分）」及び

変動料金分のうち、「光熱水費相当分以外の単価」、「電気代相当分の単価」、「ガス代相当分の単価」であり、改定率については右上の表のとおりになっております。

次に、「4 改定後の各サービス購入料及び契約金額」にございます、「(1) 南部学校給食センター」をごらんください。先ほど御説明した各サービス購入料の改定額は表のとおりでございまして、物価変動により、現在の契約金額154億656万7,404円を154億1,608万1,290円に変更いたしまして、税込みで951万3,886円の増額を行うものでございます。1枚おめくりいただきまして、「(2) 中部学校給食センター」をごらんください。物価変動により、現在の契約金額111億9,710万4,792円を112億575万7,795円に変更いたしまして、税込みで865万3,003円の増額を行うものでございます。次に、「(3) 北部学校給食センター」をごらんください。物価変動により、現在の契約金額80億7,198万6,329円を80億7,903万5,012円に変更いたしまして、税込みで704万8,683円の増額を行うものでございます。

なお、議会に提出する議案書につきましても配布させていただいておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。

議案第44号、45号、46号の説明は以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

ただいまの議案第44号から46号につきまして、御質問等はございますか。

高橋委員、どうぞ。

#### 【高橋委員】

資料の右上の改定率のところですが、「運営費相当額（ガス代相当分）」と、「変動料金分のガス代相当分」の単価は、マイナス5.31%となっているところについては、サービス料が値下がりするということですか。

#### 【若尾健康給食推進室担当課長】

ということになります。

#### 【高橋委員】

わかりました。

#### 【小田嶋教育長】

岩切委員。

#### 【岩切委員】

資料のほうの3番目のところに書いてありますように、この改訂のタイミングは1.5%を超える変動があった場合にというふうに書かれているんですが、これはどうやってモニタリングされているか、ちょっと簡単に教えていただけますか。これ、毎月全部。

#### 【若尾健康給食推進室担当課長】

毎月ではなくて、年度の初め、ちょうど改訂の指標が社会的に発表されるのが年度の初めなので、そこで計算をして、細かい計算の積み上げなので、市側が計算し、事業者側にも計算してもらって、双方確認して決めるという流れになっています。

【岩切委員】

それで、今回は1. 5%変動するということですか。

【若尾健康給食推進室担当課長】

そういうことです。

【岩切委員】

わかりました。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。

ほかにはいかがですか。

それでは、採決につきましては、一つひとつ採決していきますので、採決に入りたいと思います。

まず、議案第44号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第44号は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第45号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

では、議案第45号は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第46号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

では、議案第46号は原案のとおり可決といたします。

## 議案第47号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について

### 【小田嶋教育長】

続きまして、「議案第47号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」の説明を、庶務課担当課長、お願ひいたします。

### 【瀬川庶務課担当課長】

それでは、「議案第47号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取」につきまして御説明申し上げます。

はじめに、議案を1枚おめくりください。こちらは、「令和元年第5回市議会定例会提出議案に係る教育委員会の意見聴取について」の回答案でございます。

今回、市議会定例会に提出する予定の議案のうち、教育に関する事務に係るものは、本日、教育委員会会議の議案第42号から46号まででお諮りしたもののはか、後ほど御説明いたします「令和元年度川崎市一般会計補正予算」となっております。

次に、資料を1枚おめくりいただきまして、資料1をごらんください。下段の参考にござりますとおり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条では、「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。」と定められております。こちらは、当該規定に基づき、川崎市長が教育委員会の意見を求めた依頼文書でございます。

次に、1枚おめくりいただき資料2をごらんください。こちらは、令和元年第5回市議会定例会に提出を予定している議案のうち、教育に関する事務に係る案件である補正予算の議案書案でございまして、今月25日から始まります市議会定例会で審議が行われるものでございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページをお開き願います。はじめに、第1表 岁入歳出予算補正でございますが、内容につきましては、「歳入歳出補正予算 事項別明細書」により御説明いたしますので、26ページをお開き願います。歳出についてでございます。下段の13款 教育費でございますが、既定額1,057億2,733万4,000円に2億2,851万円を追加し、総額を1,059億5,584万4,000円とするものでございます。内容といたしましては、川崎市人事委員会から市議会及び市長に対してなされた令和元年10月7日付け報告及び勧告に鑑み、川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正することに伴い、給料、期末・勤勉手当等を増額するものでございます。また、30ページから35ページにかけましては、特別職及び一般職の「補正予算給与費明細書」がございますので、後ほど、御参照いただきたいと存じます。以上の補正予算につきまして、教育委員会事務局といたしましては、異議はないものと考えております。

議案にお戻りください。今回提出予定の議案は、ただいま説明いたしました「令和元年度川崎市一般会計補正予算」を含め、いずれも意見はないものとしているものでございます。

議案第47号の説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございました。何か御質問等はございますか。

よろしいでしょうか。それでは、議案第47号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<可決>

**【小田嶋教育長】**

では、議案第47号は原案のとおり可決といたします。

#### **議案第48号 市立高等学校改革推進計画第2次計画（案）について**

**【小田嶋教育長】**

続きまして、「議案第48号 市立高等学校改革推進計画第2次計画（案）について」の説明を、指導課担当課長、お願ひいたします。

**【濱野指導課担当課長】**

それでは、「議案第48号 市立高等学校改革推進計画の第2次計画（案）について」御説明いたします。本日は概要版を用いて御説明させていただきますので、資料1、A3判横型の概要版のほうをごらんください。

まず、左上の「1 第2次計画策定に向けて」をごらんください。

(1) の「市立高等学校改革推進計画『第1次計画』」でございますが、この計画は、平成15年に策定されました「川崎市立高等学校教育振興計画」において示された取組内容のうち、「新しい視点による学校・学科・学系の創造」を具体的に推進するため、平成19年に策定されたものでございます。この計画に基づきまして、川崎高等学校の改築に合わせ、併設型の中高一貫教育校、二部制定時制課程の設置などの再編が実施されました。

次に、(2) 「高校教育と取り巻く状況」でございますが、中央教育審議会の「審議のまとめ」では、学び直しや、自己評価の充実、基礎学力の確実な習得などの「共通性の確保」と、キャリア教育・職業教育の推進、才能や個性を伸ばす学習機会の提供などの「多様化への対応」を軸にしながら、教育の質の確保・向上を目指すこととしております。

次に、(3) 「長期保全計画の策定」でございます。「第1次計画」策定の際には、高津高等学校の改築に合わせて「第2次計画」を策定する予定でしたが、学校施設長期保全計画に基づく取組により、当面は改築を行わず、改修による再生整備と予防保全を基本として、校舎の長寿命化を図ることとなりました。

次に、(4) 「市立高等学校改革推進計画『第2次計画』の策定」でございます。「第1次計画」策定後、社会状況の変化に対応するとともに、「教育振興計画」で示された「教育内容・方法の充実」「開かれた学校づくり」「意欲的な活動を支援する条件づくり」の着実な推進を図るため、「第2次計画」を策定するものでございます。

次に、中段、「2 第1次計画の概要及び取組状況」をごらんください。

まず、「(1) 全日制課程における第1次計画の取組」といたしましては、①川崎高等学校におきましては、先ほど御説明しましたとおり、川崎らしい特色を持つ、川崎市立学校初の併設型の中高一貫教育校として、川崎高等学校附属中学校を平成26年度に開校いたしました。現在、第1期生が高校3年生となっております。その下、②幸高等学校、元商業高等学校では、平成22年度から、商業系の学科3科を、ビジネス教養科の1科に統合いたしました。その後、平成29年度から普通科を設置し、校名を「幸高等学校」と変更いたしました。

続きまして、下段、「(2) 定時制課程における第1次計画の取組」といたしましては、①の川崎高等学校におきましては、平成26年度から二部制定時制とし、これまであった夜間部に加えて、昼から夕方まで学習する昼間部を設置いたしました。その下の③の川崎総合科学高等学校につきましては、平成26年度から工業系の2つの学科をクリエイト工学科に統合するとともに、平成29年度に商業科を幸高等学校から移行し、2つの異なる専門学科を設置する学校いたしました。右の④の橘高等学校につきましては、これまで三年制課程を設置しておりましたが、生徒の負担を考慮し、平成25年度から三年制課程を廃止し、四年制課程のみといたしました。また、他校の普通科と同様、外部での単位を修得することにより、3年間で卒業できる三修制コースを設置いたしました。

次に、右側上段の「3 第2次計画策定に向けた基本的な考え方」をごらんください。

まず、「(1) 新しい時代に求められる資質・能力の育成」でございます。中央教育審議会の答申でも示されておりますが、新たな価値を生み出す「豊かな創造性」や、グローバル化の中で「多様性を尊重する力」などの資質・能力を育成してまいります。

また、「(2) 教育振興計画による取組の推進」でございますが、学びの場の充実のための学級編成や、学び直し等の居場所づくりなど、教育内容や方法の充実を図ってまいります。また、右上でございますが、地域との連携を図った教育活動など、「開かれた学校づくり」を進めるとともに、1CTの環境の充実など、意欲的な活動を支援する条件づくりを進めてまいります。

「(3) 計画の取組期間」でございますが、「第2次計画」につきましては、令和2年度から概ね10年間とし、取組の実施状況や社会情勢の変化等を踏まえ、本市の「総合計画」や、「かわさき教育プラン」の点検・評価及び実施計画策定作業の中で、検証・見直しを行ってまいります。

次に、具体的な取組内容についてでございます。表の左欄が、「4 主な課題と解決に向けた考え方」、表の右欄が、「5 第2次計画の取組」となっております。

「第2次計画」につきましては、「(1) 全日制 普通科」「(2) 全日制 専門学科」「(3) 定時制課程」の3つに分けて構成し、この概要版では、それぞれの課題と、それに対応した取組計画を表にしてお示ししております。

まず、「(1) 全日制 普通科」の「①普通科教育について」でございます。

一つ目は、「カリキュラム・マネジメント」についてでございます。生徒一人ひとりの資質・能力を伸ばせるような授業改善や教科のつながりを意識した教育課程を編成する必要がありますので、右の欄にありますが、各教科の見方・考え方を働かせた、横断的な視点による教育課程の編成と実施・評価・改善を進めるカリキュラム・マネジメントの充実を図ってまいります。

二つ目は、「キャリア教育」でございます。生徒みずからがキャリアをデザインする力の育成に向けた教育課程を編成する必要がありますので、キャリアに直結する学校設定科目を開設し、体験的・課題解決的な授業を実施してまいります。

三つ目は、「1CT環境の整備」でございます。社会の情報化に対応する能力を育成するための

環境を整える必要がありますので、高津高等学校、橘高等学校において、無線ＬＡＮなどのＩＣＴ環境の計画的な整備を進めてまいります。

四つ目、「中学生の普通科志向」についてでございますが、こちらは、後ほど、まとめて御説明させていただきます。

全日制普通科のこれらの取組につきましては、普通科のみで学級編成をしております高津高等学校にて先行実施し、その成果を検証して、幸高等学校、橘高等学校の普通科の取組につなげてまいります。

続きまして、「②中高一貫教育校について」でございます。

まず、一つ目は、「グローバルコミュニケーション力」でございます。これからの中高一貫教育校において、社会課題に対する関心や、教養、コミュニケーション能力等の向上が求められておりまますので、さまざまな教科の特色を生かした教育課程の編成や、海外研修の充実、市のグローバル人財育成事業への積極的な参加など、グローバルコミュニケーション力の向上につながる取組を実施してまいります。

二つ目は、「総合的な探究の時間」でございますが、課題を発見し、解決していくための資質・能力の育成が求められておりますので、大学や企業などとの連携による外部の知見を活用した取組の充実等を図ってまいります。

三つ目、「特色ある中高一貫教育」でございますが、こちらは、後ほど、御説明いたします。

続きまして、「(2) 全日制 専門学科」についてでございます。現在、川崎市立の全日制高校には、合わせて11の専門学科があり、特色ある教育活動に取り組んでおります。

まず、「①専門教育について」でございますが、一つ目は、社会の発展を担う人材を育成するため、社会や産業の変化に応じた専門教育の指導が必要あります。時代の変化やニーズに対応した科目構成や内容についての検討・改善、社会変化に対応した人材育成を推進いたします。また、職業体験の機会をさらに得るために、地域や企業、大学等と連携したキャリア教育や職業教育の推進を図る必要があります。そこで、生徒が主体的に進路選択につなぐことができるよう、「キャリア在り方生き方教育」の推進とともに、インターンシップの積極的な実施及び実施先や期間、内容等を検討・改善することによる一層の充実を図ってまいります。

二つ目は、「専門学科離れ」についてでございますが、後ほど、御説明いたします。

次に、「②専門学科の情報発信について」でございます。中学生の専門学科離れの課題に対し、専門学科の特色について中学生や地域に理解を深めてもらう工夫が必要でございますので、特色ある取組や成果を積極的に紹介するための説明会や合同発表会等の開催及び内容の充実に向けた取組を推進いたします。

続きまして、「(3) 定時制課程」「①定時制自立支援について」でございます。さまざまな課題を抱える生徒の相談や進路指導等の対応、生徒同士の学び合いの場となる居場所づくりが必要でございます。学校内にカフェ形式の居場所をつくり、中途退学の防止や進路実現に向けた定時制生徒自立支援事業の充実及び橘高等学校、川崎総合科学高等学校への事業の拡大を図ってまいります。

次に、「②定時制における学びについて」でございます。

一つ目は、「学びの充実」でございますが、さまざまな課題を抱える生徒への対応、特に外国につながる生徒の日本語指導への支援が必要です。始業前や放課後の個別学習など、生徒の学習機会の確保の工夫や、日本語指導の必要な生徒に対してのサポート、学校の支援体制のより一層の

充実を図ってまいります。

二つ目の、「学級編成」についてでございますが、先ほど飛ばしました他のものとあわせて御説明いたします。

「概要版」2枚目「市立高等学校の再編等の方針（イメージ図）及び計画のスケジュール」をごらんください。市立高等学校の再編等の方針のイメージ図についてでございますが、一番左側が第1次計画策定前、次が第1次計画策定後、3列目が今回の「第2次計画」での取組予定となっております。その右側に変更点を4つ具体的に抜き出しましたので、その変更点に沿って御説明いたします。

一つ目は、川崎高等学校全日制普通科でございます。中高一貫教育校といたしまして、さらなる充実が求められております。中高一貫教育校における特色ある「学習指導要領等によらない特別の教育課程」の編成により、中高6年間の体系的・継続的な学びの充実を図るため、これまで高等学校で実施していた普通科1学級の選抜募集を停止いたします。

一つ飛びまして、三つ目の幸高等学校全日制につきましては、中学生の普通科志向、専門学科離れなどを考慮し、普通科の2学級募集を3学級募集に拡大、ビジネス教養科の4学級募集を3学級募集へと変更いたします。

戻りまして、二つ目と一番下をごらんください。定時制課程につきましては、昼間部に対するニーズと夜間部の大幅な定員割れに対応いたしまして、川崎高等学校の昼間部を2学級から4学級募集へ拡大、夜間部の2学級募集を停止、高津高等学校の夜間部を3学級から2学級募集へとそれぞれ変更いたします。

なお、募集定員、学級数等につきましては、毎年10月に行っております教育委員会議で正式に決定しております。また、今回の募集計画につきましては、「第2次計画」が本年度末に策定されましたら、令和3年度の入学生から実施する計画ですので、中学校を通じて、中学生、保護者への説明を十分に行ってまいります。

「概要版」の2枚目には、ほかに「第2次計画」のスケジュール、「教育振興計画」の概要を載せておりますので御参考ください。

以上、「市立高等学校改革推進計画第2次計画（案）」につきまして御説明させていただきました。なお、この計画（案）は承認されましたら、文教委員会で報告、報道発表の後、パブリックコメントを行う予定となっております。

以上となります。よろしくお願ひいたします。

### 【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

何か御質問等はございますでしょうか。

小原委員。

### 【小原委員】

前々からお話をしていた、川崎高校の高校から入る、それをなくすという形、中学から高校、そのまま一貫でという形になるということは、独自の考え方で高校と一緒にやっていける这样一个で、すごくいい場所だというふうに感じております。このまま進めなければと思います。

もう一つなんですかけれども、資料1のA3の1枚目のところで、さまざまなもので「キャリア」という言葉が出てくるのですが、ここで使っている「キャリア」というのは何を意味しているのかというところは、お教え願えますでしょうか。

【濱野指導課担当課長】

単なる大学への進学というものではなく、将来のことまで含めたということになっておりますので、目先のものではなく、自分の将来を考えてという意味での「キャリア」というふうな意味合いです。

【小原委員】

ということは、それは就職とかそういうことを含めたという。

【濱野指導課担当課長】

含めてになっております。

【小原委員】

「キャリア教育」というのは、川崎市の「キャリア在り方生き方教育」との関連性というのは、そこは変わっていないということですか。

【濱野指導課担当課長】

はい、基づいております。

【小原委員】

わかりました。

あと、もう一つ。全日制普通科のところで、ICT環境の整備というところで、2次計画で高津高校と橘高校に無線LANというふうな話なんんですけど、それ以外に何かありますでしょうか。例えば、ノートパソコンとか、そういうものを一斉に配備するとか、そういうこと。

【濱野指導課担当課長】

現在、高津高校では今の1年生から自分で、「BYOD」と呼ばれていますけれども、持ってきておりますので、まずそれが使えるように、校内での無線LANをきちんと配備するということと、あと実際に生徒たちが自由に見れるようにプロジェクターを少し多めに配置してあげて、電子黒板つきのプロジェクターを配置することで有意義に活用できるようにというふうに考えております。

【小原委員】

あと、今後の方向ですけど、「BYOD」で高校はやっていくという形になっていくんですか、ほとんどが。

【濱野指導課担当課長】

そういう予定ではあります。ただし、川崎総合科学高校と、幸高校におきましては、特殊な機械を使っておりますので、そちらはどちらかというと、タブレットというよりかは専門の機械を使うという形ですので、今あるものを上手に使っていくという形で、普通科につきましては、「BYOD方式」を考えております。

【小原委員】

最後に一つだけ。生徒が機械を使うということは、セキュリティとかそういうのが問題になってくると思うんですけど、そのへんは今後どういうふうに変えていこうとかって、ありますか。セキュリティを強化していくとか。

【濱野指導課担当課長】

もちろんそれは、情報視聴覚センターのほうともいろいろ相談しながら、最近クラウドの話も出てきておりますので、そちらを少し検討して強化していくことは考えております。

【小原委員】

複数の生徒が使うということは、セキュリティ的に、かなり何が起こるかわからないという状態もあり得ないとは限らないので、いろいろなインターネットにつながっていれば、ほぼほぼリスクはあるというふうに考えてはいますけども、セキュリティ、要するに使い方に関しては、何かしら、これからはこうやって使っていくんだよとかというのを、生徒のほうに御指導願えればと思いますので、よろしくお願ひします。

【濱野指導課担当課長】

高等学校では普通教科情報というのがありますて、そちらでモラルとか使い方に関しては丁寧に扱っておりますので、それも強化していきたいと思います。

【小原委員】

よろしくお願ひします。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

小原委員からも御質問があった、川崎高校の、高校からの入学選抜の停止ということで、去年もその意見が出ていたときは、川崎区の市立の高等学校の受検チャンスというものを考えると、あつたほうがいいんじゃないかという議論があったと思うんですけど、そのあたりについては、定員割れをした年もあったりとかということもあって、今までと方針を変えたというところの理由というようなものを教えていただければと思います。

【濱野指導課担当課長】

方針自体は、深い学びということを進めていく中高体系的継続的というものは変わっておりません。ただ、先日定員のときにもお示ししましたけれども、今後すごく人数の変動があり、普通科のほうの学級数も減らす必要があるという、川崎市もそうですし、神奈川県もそうですし、減らしていく必要があるということで考えた場合に、普通科で一番倍率が低いのは川崎高等学校さんの普通科が、普通科では一番今、倍率が低い状態になっております。

ただ、急に減らすのではなく、先ほど言いました、幸高校のほうの普通科を一つふやすことで、幸高校の商業科のほうも、ちょっとことし割れてしまったということもありますので、そこでバランスをとっていくということで、人数のほうの調整はしていきたいと思います。

#### 【高橋委員】

あと、川崎高校の定時制は、昼間部のほうが学級をふやす。夜間部ではなくて、昼間部のほうがふやすということも、受検機会をふやすみたいなところでは役立つというか、貢献している面というのはあるんですか。

#### 【濱野指導課担当課長】

冊子のほうの28ページをごらんください。28、29が定時制高校の4年間の倍率になっております。真ん中のところに川崎市立高等学校定時制課程で、上が定時制昼間部、下が定時制夜間部なんですけれども、一番右側を見ていただくとわかるんですけれども、平成31年度、定時制昼間部のほうで二次募集、この横線は二次募集していませんということなので、定時制昼間部だけは、そのとなり1.1倍ということで、70人募集のところ、78名の方が募集していると。その下、夜間部なんですけれども、70名募集のところを14名。次の二次募集49名募集をかけたところ、一人も来ていないという状態。29ページのそのほかの定時制もそうなんですけれども、一番右側を見ていただければ、二次募集がクリエイト工学科35人のクラスのところ、20名足りていないところ、二次募集をかけても受検者ゼロ。その下、商業科も29名足りていないところを募集ゼロと。こういうような状態で夜間部のほうの希望が大変少ないので、夜間部を少し削らせていただいて、現在、昼間部がつくれるのが、物理的に川崎高校しか教室がありませんので、昼間部をつくるとなると川崎高校につくるということになりますので、川崎高校に昼間部をつくらせていただくという方針です。

#### 【高橋委員】

わかりました。

#### 【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

#### 【高橋委員】

もう一つだけよろしいでしょうか。資料1の右ページの、全日制普通科の5、「第2次計画」の取組の上から2番目の、「キャリアに直結する学校設定科目を開設し」とあるんですが、この具体例というものがあれば、教えてください。

**【濱野指導課担当課長】**

今現在スタートは高津高校でと考えております。高津高校で一つ今提案しているのが、高津高校で教職課程を希望している生徒さんがたくさんいますので、そのきっかけとなるような、教員養成とまでは言わないんですけれども、きっかけとなるような選択科目をつくってあげまして、近隣に学校がありますので、そちらを連携しながら体験的なものをさせていただくということを考えております。

**【高橋委員】**

はい。ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

中村委員。

**【中村委員】**

一つ前の質問で、夜間部の応募者が少ないという話があったんですけれども。よく言われているのが、最近夜間部が外国につながる子どもが多くなり、日本語学校のようになっていて、普通にもう一度学び直したい日本人の子どもたちにとっては、学び直しの場にならなくなっているということが問題になっているんですけども、川崎の状況はどうなんですか。

**【濱野指導課担当課長】**

おっしゃるとおりでございます。そうしまして、このA 3の一番下から2段目になります、「始業前や放課後の個別学習等、生徒の学習機会の確保」と「日本語指導」というものがあります。「日本語指導」のほうには、どうしても人をつける形のものをとっています。それと、この前半のほうの「学習機会の確保」ということで、定時制の生徒で進学や就職を希望している生徒もいますので、そういう子にも対応できるように、前後のところに、今まで先生方のサービスで行っている補習のようなものを、学校としてプログラムとして学習会のようなことを設定してあげて、そうやって進学や就職を希望している生徒の対応をしていこうというふうに考えております。

**【中村委員】**

だから大変だと思うのですけれども、外国につながるお子さんたちの支援ももちろん大事だと思うので、していただきたいと思うのですけれども、日本人の子で学び直したい子の対応ということも、本当に大事にしていかなければいけないです。そういう子たちは、どちらかというと通信とか、あと検定とかで大学受験とかをしているのですけれども、その子たちが学び直せる場所というのも大事にしていかなければならぬと思います。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはよろしいですか。

それでは、議案第48号は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

では、議案第48号は原案のとおり可決いたします。

#### 議案第49号 令和元年度教員表彰について

植村教職員人事課担当課長が説明した。

小田嶋教育長が会議に諮った結果、議案第49号は原案のとおり可決された。

#### 10 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これをもちまして終了いたします。

(15時13分 閉会)